

中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

平成 年 月 日

経済産業大臣 茂木 敏充

中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱（案）

（通則）

第1条 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）及び経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成18年経済産業省令第83号）の定めによるほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）「補助事業者」とは、第4条に規定する事業を実施するまちづくり会社又は組合等をいう。
- （2）「まちづくり会社」とは、地方公共団体を除く者であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - ① 地方公共団体又は（3）①から④までのいずれかに規定する者が出資をしていること。
 - ② 一の民間事業者からの出資が二分の一以下であること。
 - ③ 定款等により代表者、財産管理方法、まちづくりに関連する事業を目的としていること等について確認できること。
- （3）「組合等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ① 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - ② 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
 - ③ 商工会議所、商工会又は商工会連合会
 - ④ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会
 - ⑤ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

⑥ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

（交付の目的）

第3条 この補助金は、補助事業者が行う第4条に掲げる事業を実施するために必要な経費の一部を国が補助することにより、中心市街地等の商業等の活性化に寄与し、もって地域経済の活性化を促進し、生活者が安心して暮らすために必要な商機能の維持・強化に資することを目的とする。

（交付の対象）

第4条 経済産業局長（沖縄県においては「内閣府沖縄統合事務局長」。以下同じ。）は、補助事業者が行う地域経済の活性化を促進し、生活者が安心して暮らすために必要な商機能の維持・強化に向けた次に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として経済産業局長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（1）中心市街地魅力発掘事業

中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るために行う調査分析事業。

（2）中心市街地魅力創造事業

①商機能維持・強化施設等整備事業

中心市街地魅力発掘事業の結果（同等程度の調査を別に実施している場合は、当該調査結果を含む。以下同じ。）を踏まえ、中心市街地活性化法第9条第7項に規定する内閣総理大臣が認定した基本計画（以下「認定基本計画」という。）に基づき実施される施設等の整備事業であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。

②商機能維持・強化支援事業

中心市街地魅力発掘事業の結果を踏まえ、認定基本計画に基づき実施される事業（施設等の整備事業を除く。）であって、中心市街地全域に効果が波及する先導的かつ実証的な事業。

（3）専門人材活用支援事業

補助事業者が行うまちづくりに関して専門的な知見を有する人材の招聘等の事業。

（補助率等）

第5条 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の下限額は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子申請等)

- 第7条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第12条第2項の規定に基づく実施契約締結の届出、第13条第1項の規定に基づく権利の譲渡若しくは承継の承諾の申請、第14条の規定に基づく事故の報告、第15条の規定に基づく状況報告、第16条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第19条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の額の確定に伴う報告又は第22条第3項の規定に基づく処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の4第1項の規定に基づき経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請等を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録（適正化法第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に経済産業局長あて郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。
- 3 経済産業局長は、第1項の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定、第11条第1項の規定に基づく承認、第13条第1項の規定に基づく承諾、第14条の規定に基づく指示又は第22条第3項の規定に基づく承認について、補助事業者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。
- 4 経済産業局長は、第10条第2項の規定に基づく閲覧要求、第17条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第19条第3項及び第20条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令又は第21条第4項の規定に基づく納付命令（第22条第5項において準用する場合を含む。）について、補助事業者が電磁的方法による通知を受けることを申し出たときに限り、当該通知を電磁的方法により行うことができるものとする。

(交付決定の通知等)

- 第8条 経済産業局長は、第6条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、適正と認めるときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 第6条第1項の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 経済産業局長は、第1項による交付決定を行うに当たって、第6条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについて、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 経済産業局長は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 経済産業局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に様式第3による交付申請取下届出書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、所轄の経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を所轄の経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 国の会計年度(以下「会計年度」という。)を超えて補助事業実施期間を延長しようとする場合又は第8条の交付の決定に係る会計年度内において補助事業の終了(当該会計年度の補助事業の終了をいう。以下同じ。)の予定日から2か月を超えて補助事業実施期間を延長しようとするとき。

2 経済産業局長は、前項による計画変更承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、様式第5により計画変更承認通知書を補助事業者に送付するものとする。

3 経済産業局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄の経済産業局長に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を所轄の経済産業局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 所轄の経済産業局長が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が経済産業局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、経済産業局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が経済産業局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 経済産業局長は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 経済産業局長は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、所轄の経済産業局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、経済産業局長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行に重大な支障を与える事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の原因及び状況並びにこれに対する措置を記載した様式第6による事故報告書を所轄の経済産業局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、経済産業局長の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条第1項第3号の規定に基づき補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第8による実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、経済産業局長は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 経済産業局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助金確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 経済産業局長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、特段の事情により必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による請求書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに所轄の経済産業局長に報告しなければならない。

2 経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第17条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 経済産業局長は、第11条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 経済産業局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 経済産業局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第13による取得財産等明細表を添付しなければならない。

4 経済産業局長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書を所轄の経済産業局長に提出して承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、財産の処分による収入金があったときは、遅滞なく様式第15による財産処分収入金報告書を所轄の経済産業局長に提出しなければならない。

5 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

(事業実施効果の報告等)

第23条 補助事業者は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業に係る中心市街地における活性化の効果について、様式第16による補助事業実施効果報告書により、所轄の経済産業局長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 経済産業局長は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の効果が第6条の交付申請の際に想定された事業効果等と比べ、十分でないと認めるときには、当該補助事業における中心市街地活性化効果や施設利用実績等の状況を踏まえ、その改善のため指導・助言を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行（適用）する。

別 表

補助事業		補助率	下限額
補助対象経費の区分	内容		
(1) 中心市街地 魅力発掘事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、 交通費、調査分析費、通信運搬費、 備品費、消耗品費、委託費、雑役 務費、原稿料、印刷製本費	補助対象経費の 2分の1以内	下限：100万円
		補助対象経費の 3分の2以内 少子高齢化の進 展、消費生活の 変化等の社会経 済情勢の変化に 対応して緊急に 実施すべきもの として経済産業 大臣が認める事 業	
(2) 中心市街地 魅力創造事業 ① 商機能維 持・強化施設 等整備事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、 交通費、調査分析費、通信運搬費、 施設整備費（施設や設備等の建設 又は取得に要する経費であり、施 設の敷地となる土地の取得・使 用・造成・補償に要する経費は除 く。）、土地借料（複数の区画を 一括して借り上げ、一体的に管 理・運営を行う場合に限る。）、 内装・設備・施工工事費、無体財 産購入費、プロバイダ契約料・使 用料、回線使用料、広報費、借料・ 損料、備品費、消耗品費、委託費、 雑役務費、原稿料、印刷製本費、 光熱水費	補助対象経費の 2分の1以内	下限：100万円

		<p>補助対象経費の 3分の2以内</p> <p>中心市街地活性化法第40条第4項に規定する経済産業大臣が認定した特定民間中心市街地活性化事業計画（ただし、同法第7条第7項に定める中小小売商業高度化事業又は同条第8項に定める特定商業施設等整備事業に限る。）に基づく事業</p>	
② 商機能維持・強化支援事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、通信運搬費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費、光熱水費	<p>補助対象経費の 2分の1以内</p> <p>補助対象経費の 3分の2以内</p> <p>少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して緊急に実施すべきものとして経済産業大臣が認める事業</p>	下限：100万円
(3) 専門人材活用支援事業	謝金、旅費、委託費	補助対象経費の 2分の1以内	下限：100万円

補助対象経費の
3分の2以内

少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して緊急に実施すべきものとして経済産業大臣が認める事業

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

申請者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付申請書

上記の補助金に係る事業を下記のとおり行いますので、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、補助金の交付について申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 中心市街地魅力発掘事業

①補助事業に要する経費 円

②補助対象経費 円

③補助金交付申請額 円

(2) 中心市街地魅力創造事業 (商機能維持・強化施設等整備事業)

①補助事業に要する経費 円

②補助対象経費 円

③補助金交付申請額 円

(3) 中心市街地魅力創造事業 (商機能維持・強化支援事業)

①補助事業に要する経費 円

②補助対象経費 円

③補助金交付申請額 円

(4) 専門人材活用支援事業

①補助事業に要する経費 円

②補助対象経費 円

③補助金交付申請額 円

(5) 合計

①補助事業に要する経費 円

- ②補助対象経費 円
③補助金交付申請額 円

4. 補助事業完了予定期日

年 月 日

(備考)

1. 上記3において、(1)から(4)のみに該当するものがある場合は、該当項目(事業)以外の記載を省略できるものとする。
2. 添付資料1から7を添付すること。
3. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

4. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第2)

番 号
年 月 日

殿

経済産業局長 名
(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長)

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のありました上記の補助金については、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）
第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に
基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け第 号で申請のあつ
た 年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）
記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び
補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

(1) 中心市街地魅力発掘事業

①補助事業に要する経費	円
②補助対象経費	円
③補助金の額	円

(2) 中心市街地魅力創造事業（商機能維持・強化施設等整備事業）

①補助事業に要する経費	円
②補助対象経費	円
③補助金の額	円

(3) 中心市街地魅力創造事業（商機能維持・強化支援事業）

①補助事業に要する経費	円
②補助対象経費	円
③補助金の額	円

(4) 専門人材活用支援事業

①補助事業に要する経費	円
②補助対象経費	円
③補助金の額	円

(5) 合計

①補助事業に要する経費	円
②補助対象経費	円
③補助金の額	円

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱（平成 年 月 日付け平成 ・ ・ 財商第 号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。（また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただけますようお願いいたします。）

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

7. 補助事業者は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。

- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. 補助事業者は、補助事業完了後、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成

14年3月29日閣議決定)に基づき、別添様式による補助金支出明細書を作成し、(補助事業者名)の事務所に備え付け公開することとし、所轄の経済産業局長に交付要綱第16条第1項に規定する実績報告書とともに提出しなければなりません。また、補助事業者は、所管官庁(経済産業省を除く。)に対しても補助金支出明細書を提出しなければなりません。

なお、提出された補助金支出明細書は、補助事業者所管官庁のホームページに掲載されることとなります。(注)

(注) 8. 補助事業者が国所管の公益法人である場合に限る。

地方公共団体所管公益法人の場合、「また、補助事業者は、所管官庁(経済産業省を除く。)に対しても補助金支出明細書を提出しなければなりません。なお、提出された補助金支出明細書は、補助事業者所管官庁のホームページに掲載されることとなります。」は不要とする。

(備考)

1. 上記2.において、(1)から(4)のみに該当するものがある場合は、該当項目(事業)以外の記載を省略できるものとする。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(別添様式)

補助金支出明細書

1. 補助金の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の公益法人の名称		
4. 交付実績額	千円(A)	
5. 補助金における管理費		
(1) 人件費	千円	
(2) 一般管理費	千円	
(3) その他の管理費		
内容	金 額	
	千円	
	千円	
合 計	千円	
合 計	千円	
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
合 計		千円

7. その他	
内 容	金 額
	千円
	千円
合 計	千円
8. 再補助の割合	% (B/A)

(様式第3)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた上記補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

交付申請取下理由：

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金に係る計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた上記の補助金について、計画変更（廃止、中止、変更、経費配分変更、承継）したいので、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(廃止の場合)

1. 理由
2. 添付資料（廃止の理由を立証する書類）

(中止の場合)

1. 中止期間
2. 理由
3. 添付資料（中止の理由を立証する書類）

(事業内容変更の場合)

1. 変更の内容（申請書及び概要書等提出書類に記載された内容との違いを明らかにすること。）
2. 変更が補助事業に及ぼす影響
3. 理由

(期間変更の場合)

1. 変更期間
2. 補助金の繰越額（繰越がある場合に限る。）
3. 期間変更が補助事業に及ぼす影響
4. 理由

(経費配分変更の場合)

1. 変更経費区分及び変更の額

2. 理由

3. 添付資料

年度事業計画書及び概要説明書（補助金交付申請書に記載された配分との違いを明らかにすること。）

（承継の場合）

1. 承継の内容

2. 承継者の氏名及び住所

3. 承継に伴い事業執行の体制、内容等に変更した事項

4. 理由

5. 添付資料

（1）承継に関する当事者の契約書の写し

（2）承継者の経歴及び状況を示す事業概要書

（3）承継者の誓約書（別紙）

（共通項目）

1. 計画の変更により、事業計画書、概要説明書に変更が生ずる場合は、変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入し、その旨を書類中に明記すること。

2. 計画の変更により、事前に提出している書類に、変更が生ずる場合は従前との違いが分かるよう記載し、提出すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(別紙)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた中心市街地魅力発掘・創造支援事業の承継に関し、被承継者が国に対して有する一切の権利義務を上記の承認のあった日において承継し、当該事業を責任をもって承継し、その事業の効果的執行に努めることを誓約します。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第5)

番 号
年 月 日

殿

経済産業局長

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金に係る計画変更承認通知書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知をした上記の補助金については、年
月 日付け第 号による計画変更承認申請により、当該補助事業の計画変更（廃止、中止、
変更、承継）を下記のとおり承認する。

記

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第6)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費に係る事故報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた上記の補助事業について事故が発生したので、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事故の内容
2. 事故発生年月日
3. 事故発生の原因
4. 事故が事業遂行に及ぼす影響
5. 事故に対して採った措置

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。
2. 説明上必要な資料を適宜添付すること。

(様式第7)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金に係る補助事業状況報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた上記の補助事業の遂行状況について、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

事業名：

(単位：円)

区分	本年度計画額 (A)	本年度既実施 額 (B)	進行率 (B/A)	事業計画	備考

3. 当初収支計画と状況報告時の収支状況との比較については、資金調達状況（金融機関からの融資等）や執行額等が把握できる資料を添付すること（当該補助金の概算払を受けている場合は、その金額も記載すること。）。

(備考)

1. 事業が複数ある場合は、それぞれについての事業の実施状況を記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第8)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた上記の補助事業について、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

(1) 中心市街地魅力発掘事業

①補助事業の内容

- イ 事業名
- ロ 事業内容
- ハ 実施場所

②補助事業の実施期間

- イ 開始年月日
- ロ 完了年月日

(2) 中心市街地魅力創造事業（商機能維持・強化施設等整備事業）

①補助事業の内容

- イ 事業名
- ロ 事業内容
- ハ 実施場所
- ニ 敷地面積
- ホ 敷地の所有関係（取得等の年月日も記載）
- ヘ 延べ床面積
- ト 建物等の構造

②補助事業の実施期間

- イ 開始年月日
- ロ 完了年月日
- ハ 施設の利用開始年月日

中心市街地魅力創造事業（商機能維持・強化支援事業）

（単位：円）

区 分	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後 計画額	実績額	交 付 決定額	実績額
合 計								

専門人材活用支援事業

（単位：円）

区 分	補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後 計画額	実績額	交 付 決定額	実績額
合 計								

（備考）

1. 補助事業実績を具体的に説明し得る資料を添付すること。
2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

3. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第9)

番 号
年 月 日

殿

経済産業局長
(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長)

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知をし、年 月 日付けにて実績報告のあった上記の補助金について、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

なお、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定により概算払済額と確定額との差額については、年 月 日までに国庫に納付してください。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 交付決定額 | 円 |
| 2. 確定額 | 円 |
| 3. 概算払受領済額 | 円 |
| 4. 返納額 | 円 |

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第10)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金精算(概算)払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた補助事業について、精算払(第
回概算払)を受けたいので、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第18条第2項
の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算)払請求金額 円

2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)

(1) 精算払請求の場合

①交付決定額	円
②確定額	円
③概算払受領済額	円
④残額(今回請求額)	円

(2) 概算払請求の場合

別紙「概算払請求内訳書」を添付すること

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(備考)

1. 概算払を請求する場合は、その理由を記載した書類を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第 1 1)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額 (交付要綱第 1 7 条による額の確定額) | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3. - 2.) | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第12)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(備考)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第13)

取得財産等明細表 (年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(備考)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図書類、(ニ)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第14)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

申請者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書

交付決定 年 月 日付け 第 号
交付決定額 円
補助金確定 年 月 日付け 第 号
補助金確定額 円

上記補助事業に係る財産の処分について、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称 取得年月日	仕様	取得価格 (円)	数量	処分の方法 (注) 1	処分予定日	処分の理由

2. 処分の相手方(住所、氏名、使用の場合及び目的等) (注) 2

3. 処分の条件 (注) 2

(注)

1. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載すること。
2. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手のある場合は、それぞれの相手及び条件について記述すること。自己使用の場合は不要とする。

(備考)

1. 処分しようとする財産の件数が多いときは、別紙一覧表として添付してもよい。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第15)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名

代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金に係る財産処分収入金報告書

交付決定 年 月 日付け 第 号
交付決定額 円
補助金確定 年 月 日付け 第 号
補助金確定額 円

上記補助事業に係る財産の処分により収入金がありましたので、中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第22条第4項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 収入金の合計額 円

2. 処分した財産及び収入金の内訳 (単位: 円)

財産等の名称	数量	取得単価	取得価格	取得年月日	補助金充当額	処分年月日	残存簿価	処分による収入金	処分の方式
合計									

(備考)

1. 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にする事。
2. 処分しようとする財産の件数が多いときは、別紙一覧表として添付してもよい。
3. 収入金の額の根拠となる書類を別途添付すること。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(様式第16)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局長 殿)

補助事業者 住所
氏名
代表者の役職及び氏名 印

年度中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金に係る補助事業実施報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた上記の補助事業について、 年度における事業を実施した結果を中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金交付要綱第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 当初予定されていた事業効果及び具体的数値目標
2. 事業効果及び具体的数値目標の達成度
3. 当初の目標が達成できていない場合において、今後の具体的な対応策及びその他の中心市活性化事業

(備考)

1. 「1. 当初予定されていた事業効果および具体的数値目標」については、中心市街地魅力創造事業は、補助事業の申請時に提出された「事業計画説明書」に示された内容を、専門人材活用支援事業は、「専門家の経歴・選定理由・事業実施効果等」に示された内容を記入すること。
2. 「2. 事業効果及び具体的数値目標の達成度」について、中心市街地魅力発掘事業においては、当該調査の結果、事業実施に至ったか否かを記入すること。なお、事業実施に至らなかった場合は、その理由も記入すること。

3. 添付資料16-1「補助事業実施効果調べ」を添付すること（中心市街地魅力発掘事業は除く）。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とし、縦位置左横とじとすること。

(添付資料 16-1)

事業者氏名：
補助事業の名称：

補助事業実施効果調べ

中心市街地における当該事業の効果

指標	単位	申請時値・目標値			実績値（各値の最新値をDとする）						達成度			測定手法
		申請時値 (A)	短期的な 目標値 (B) (実施1年後)	長期的な 目標値 (C)	事業実施 年度終了時 (※)	実施 1年後	実施 2年後	実施 3年後	実施 4年後	実施 5年後	申請時	短期目標	長期目標	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	D/A	D/B	D/C	

(備考)

1. 数値の減少が目標値となる指標（空き店舗数等）を挙げた場合は、「申請時値」、「目標値」、「実績値」及び「測定手法」のみを記入し、「達成度」は棒線（—）を記入すること。
2. 「実績値」における『事業実施年度終了時』欄に記入した場合は、測定期間を「測定手法」欄に記入すること。
3. 行が不足する場合は、適宜、増やすなどして表を作成すること。
4. 参考となる資料がある場合は、併せて提出すること。